

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和4年7月1日（金）
開催場所	書面回付による開催
議 長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民）、安尾 勝彦（公募市民）【7人】（敬称略、五十音順）
欠席者	—
事務局職員	—
開催形態	—
議題（案件）	(1) 大阪府こども教育・生活支援事業に係る目的外利用及び外部提供について（諮問）
配布資料	・ 議題(1) 諮問資料
委員意見	承認：7人 不承認：0人

委員名 (五十音順)	委員からの主な意見
今枝委員	承認
浦野委員	承認
岡田会長	承認
城谷委員	承認
森隆知委員	承認 <経緯> ①委員からの質問（メール） <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は承認だが、2点確認したい。</li> <li>・諮問参考資料に、外部記録媒体を茨木市職員が直接大阪府に持参する旨は明記されているが、当該外部記録媒体の取扱い手順は以下のいずれになるのか。（(a) 電子情報のみを大阪府に提供し、外部記録媒体は茨木市に持ち帰る、(b) 外部記録媒体は一旦大阪府に提供するが、後日茨木市に返還される、(c) 外部記録媒体は、大阪府に提供後、茨木市には返還されずに大阪府において破棄される。）</li> <li>・もし(c)であるならば、諮問参考資料記載の廃棄に関する項目によると、外部記録媒体の廃棄については、大阪府（が委託した業者）が行い、廃棄完了報告書を茨木市に提出をしてもらうこととなるため、大阪府としての個人情報に対する定めにその旨の明記が必要ではないか。</li> <li>・大阪府としては「郵送物」の保管については明確だが、「外部記録媒体」についての記載がない。上記(b)や(c)の場合、大阪府として市町村から提供された外部記録媒体を適切に管理する責任が発生することになる。これは茨木市というよりも大阪府の問題ではあるが、昨今の個人情報漏えい事件を踏まえると、少し気になる。</li> </ul> ②事務局からの回答（メール） <p>こども政策課に確認の上、事務局（法務コンプライアンス課）より回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部記録媒体の廃棄については、(c) 大阪府に提供後、茨木市には返還されず大阪府（が委託した業者）において破棄される予定である。具体的な手順等については大阪府において調整中とのことで、現時点でお示しできない。担当課からは、市町村（茨木市）への報告が必須である旨を念押しし、報告方法の検討を依頼している。</li> </ul>

委員名 (五十音順)	委員からの主な意見
森正治委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府の審議会資料において、各市町村から大阪府への外部記録媒体の提出方法に郵送が多数想定されたため、大阪府において「郵送物」という文言が使用されており、市の作成資料にも同様の文言を使用したことから、ご指摘いただいたような状況になっている。外部記録媒体については、3(1)(諮問資料2ページ目)に記載のとおり、保管場所を統一し、施錠可能なロッカーで保管を行うこととし、管理台帳を作成するとのことである。</li> </ul> <p>③委員からの回答(メール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には適切な対応をしようとされている旨承知した。</li> </ul> <p><b>承認</b></p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨を理解し、提供に問題はないと考える。</li> <li>・ただし、外部記録媒体を介しての情報提供であり、昨今、媒体の遺失問題が他団体で発生したこともあり、一層の「機密性」の維持、確保に努めること、暗号化、パスワードの秘匿化の実施が必要である。</li> <li>・また、今後、同様の大阪府への情報提供の拡大がありうると予想されるため、情報提供時の運用基準の明確化を相互に取り決めることが必要である。</li> <li>・セキュリティの高いネットワークを介した仕組みの構築の検討を望むが、その際にはLGWANが有効と考える。しかし、データ容量が大きいものになる場合、他業務への影響も考慮して、帯域拡張や、運用方法、セキュアなファイル転送の標準化などの検討が必要である。</li> </ul>
安尾委員	<p><b>承認</b></p> <p>&lt;経緯&gt;</p> <p>①委員からの主な質問(メール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の範囲・内容、業務処理の方法、個人情報の取り扱いなど、不明確な部分が多く、その混乱による個人情報に係る事故も懸念される。件数の多寡ではなく、1件でも事故であり、慎重に判断する理由である。</li> <li>・住民基本台帳から名簿データを作成するに当たり、現住所との相違などの各種事情をどこまで想定しているか不明確である。</li> <li>・「支給対象者に発送」とあるが、発送は世帯主か。</li> <li>・電子情報等へのパスワード設定について、「電子情報」と「外部記録媒体」が具体的でなく、外部記録媒体が何で、何に対しパスワードを設定するのか。また、電子情報のファイル形式を明確にし、パスワードを設定する必要がある。</li> <li>・市で外部記録媒体をロッカーに保管する場合、当該ロッカーに他の管</li> </ul>

委員名 (五十音順)	委員からの主な意見
	<p>理者の管理するファイルを混在させてはならないので、確認されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託する業務範囲の定義は。その範囲の定め方によって、個人情報の取扱いも大きく異なる。</li> <li>・郵送物の管理台帳の「管理項目」とは何か。</li> <li>・大阪府における郵送物の保管について、100万通前後の郵送物を保管する鍵付きロッカーを容易に想像できない。</li> <li>・「外部に持ち出さない」の「外部」の定義が不明確である。</li> <li>・電子データの紙出力について、必要であれば、対象データのみをモニターに表示することとし、印刷の必要性がまったく認められない。</li> <li>・業務の趣旨からギフトカード等の用途を制限すべきかと考えるが、資料からは制限するよう見受けられない。転売等も容易に想像され、そのような事象が発生した場合、追跡調査するならば個人情報に関係してくる。トラブル発生時に個人情報を含めた突発業務が追加される可能性があるので、あらかじめ確認されたい。</li> </ul> <p>②事務局からの回答（メール）</p> <p>こども政策課に確認の上、事務局（法務コンプライアンス課）より回答</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府において、対象者で住民票とは別の住所に居住している場合でも、原則、住民票上の住所に送付することとなっている。</li> <li>・なお、無戸籍者、施設入所児童、DV避難者等の対象者については、住民票上の住所に送付するのではなく、対象者から申出のあった住所に送付することとしている。</li> <li>・発送の際の宛名は、対象者とするを予定している。</li> <li>・電子情報：CSVデータを暗号化したもの 外部記録媒体：DVDを予定しており、そのそれぞれにパスワードを設定する予定である。</li> <li>・市で外部記録媒体を保管する場合は、外部記録媒体を保管するロッカーに本事業以外のファイルを保存しないこととし、担当管理職以外は開錠できないこととする。</li> <li>・委託業務について：対象者データの受渡し、発送リストの作成、封入物及び封筒の作成、封入封かん業務、封入封かん成果物の発送、問い合わせ窓口の設置・運営</li> <li>・各市町村から大阪府への外部記録媒体の提出方法に郵送が多数想定されたため、大阪府は「郵送物」という文言を府個人情報保護運営審議会で使用していたところであり、資料上の「郵送物」は外部記録媒体のことである。</li> <li>・管理台帳の項目（予定）：媒体ID番号、外部記憶媒体種別、使用開始日（取得日）、主たる使用職員氏名、保管場所、保管状況確認日、廃棄日、廃棄職員氏名、廃棄処理内容、廃棄確認職員氏名等</li> <li>・府のロッカーというのは、本事業に使用する外部記録媒体を保管する</li> </ul>

委員名 (五十音順)	委員からの主な意見
	<p>ロッカーを指しており、事業実施に当たり必要最低限の人数の職員が開錠できるよう管理するとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「外部に持ち出さない」という表現は、大阪府・委託業者それぞれの外部記録媒体の保管（使用）場所の外には持ち出さない（受渡しを除く。）という意味である。</li> <li>・御指摘いただいたデータの紙出力については、大阪府は基本的に本事業において想定していないとのことである。</li> <li>・また、大阪府は転売等の対策は講じない予定とのことである。</li> </ul> <p>③委員からの意見（口頭）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内部での手続よりも、むしろ大阪府での手続について懸念している。慌てて実行すると思わぬトラブルを起こすのではないか。</li> <li>・子育て世帯はギフトカード等が発送される時間帯には不在の可能性が高い。郵便の発送方法によっては、受け取り手だけでなく、郵便局、大阪府、そして市町村にまで混乱が生じるかもしれない。その混乱に乗じて、個人情報にまつわるトラブルが出てくるのではないかと思う。</li> <li>・制度自体を変更することは難しいと思うので、やるからには懸念材料について伝えておき、府に対して牽制球を投げざるを得ない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>